

薬事衛生関係の功労者に対する知事表彰要綱

(目的)

第1条 県民の健康増進と薬事衛生の向上のため、永年献身的に努力し、その功績が、顕著であって他の模範である者を表彰し、もって公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(表彰の方法)

第2条 表彰は、埼玉県薬事衛生大会において、別記様式の表彰状を授与して行う。
2 表彰状には、記念品を添えるものとする。

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象は次のとおりとする。

- (1) 薬事関係法令による許可又は登録を受けた者及びその従業員
- (2) 薬事関係団体並びにその役員及び職員
- (3) その他薬事衛生に功労のあった個人及び団体

(表彰の基準)

第4条 表彰は、各対象ごとに次の各号に該当する者について行う。ただし、すでに同種の知事表彰を受けた者は除くものとする。

- (1) 薬事関係法令による許可又は登録を受けた者及びその従業員
県内で営業し、又はその従業員として勤務している者であって、次に該当する者
ア 薬事衛生の普及又は向上に貢献すること大であり、他の模範であると認められる者であること。
イ 原則として15年以上通算して営業又は従事していること。
ウ 原則として50歳以上であること。
- (2) 薬事関係団体並びにその役員及び職員
県内に事務所を置く団体並びにその役員又は職員として就任又は勤務している者であって、次に該当する者
ア 薬事衛生の普及又は向上に貢献すること大であり、他の模範であると認められる者であること。
イ 薬事関係団体にあつては、創立後、原則として15年以上経過していること。
ウ 役員にあつては原則として15年、職員にあつては原則として20年以上通算して就任又は勤務していること。
エ 役員又は職員にあつては、原則として50歳以上であること。
- (3) その他薬事衛生に功労のあった個人又は団体
(1)及び(2)のいずれにも該当しない者であって、薬事衛生の向上に貢献し、その功績が特に優れた者

(受賞候補者の推薦)

- 第5条 第3条に該当する者にあつては、保健所長又は保健所を設置する市の市長がこれを推薦することができるものとする。
- 2 第3条(1)及び(2)に該当する者にあつては、埼玉県薬事団体連合会会長もこれを推薦することができるものとする。
- 3 第3条(3)に該当する者にあつては、埼玉県保健医療部薬務課長もこれを推薦することができるものとする。

(委任)

- 第6条 要綱の運用にあつてその他必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和61年7月2日から施行する。
- 2 薬事衛生関係の功労者及び優良従業員に対する知事表彰要綱（昭和47年8月22日設定）及び同要綱に基づく推薦基準を廃止する。
- 3 一部改正 平成11年4月1日から施行する。
- 4 一部改正 平成14年6月28日から施行する。
- 5 一部改正 平成22年6月9日から施行する。
- 6 一部改正 平成24年6月12日から施行する。
- 7 一部改正 令和2年6月22日から施行する。

別記様式

表彰状

○○○○様

あなたは（貴○）は多年にわたり
薬事衛生業務に精励され県民の健
康の増進と薬事衛生事業の進展に
尽くされた功績はまことに顕著で
あります よって薬事衛生大会を
開催するに当たり表彰します

年 月 日

埼玉県知事



印